資　料

「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定について（審議用レジュメ）

この資料は、基本方針を審議用の資料として加工したものです。

見開きの左側に基本方針の原文、右側に審議のポイントを記載しています。

基本方針の巻末の参考資料は、平成 19 年 1 月に作成した当時のものを添付しています。

平成 27 年（2015 年）11 月 24 日

横 須 賀 市 教 育 委 員 会

目　次

１　学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方

（１）基本方針策定の経緯 ･････････････････････････････････････ １
（２）適正規模について ･････････････････････････････････････ ２
（３）適正配置について ･････････････････････････････････････ ３
（４）規模及び配置の適正化の方策について ･････････････････････ ４
（５）通学区域制度の弾力的運用について ･････････････････････ ５

２　学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策

（１）検討のための基準について ･････････････････････････････ ６
（２）検討・実施の手順について ･････････････････････････････ ６

３　特に配慮すること

（１）学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について ･････ ８
（２）市民への情報提供について ･････････････････････････････ ８
（３）基本方針等の見直しについて ･･････････････････････････ ８

《参考資料》

１　市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み ･････ ９
２　児童・生徒・学級数一覧 ･････････････････････････････････10
３　児童・生徒・学級数推計一覧 ･････････････････････････････14
４　児童・生徒数と学校数の推移 ･････････････････････････････16
５　学校規模（学級数）別学校数の推移 ･･････････････････････16
６　年齢（３区分）別人口の推移と将来推計（全国） ･･････････17
７　法令による学級編制の基準 ･･･････････････････････････････18
８　法令による学校規模の考え方 ･････････････････････････････18
９　学校規模によるメリット・デメリット ･････････････････････18
10　法令による通学距離の考え方 ･････････････････････････････20
11　通学距離別学校数割合 ･･･････････････････････････････････20
12　学区内通学者の通学時間別児童・生徒数割合 ･･････････････20
13　未利用地等の土地利用に関する取扱方針 ･･････････････････21
14　指定校変更の状況 ･･･････････････････････････････････････21

１　学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方

（１）基本方針策定の経緯

現在、横須賀市の児童・生徒数は、20 数年前のピーク時から半数以下になっています。しかし、小・中学校の数はほぼ当時のままであるため、以前は児童数 1,000 人、学級数 30 学級を超えるような規模であった小学校でも、現在は学年によっては１学級しか編成できなかったり、全学年１学級ずつだったりというように小規模化が著しく進んでいる学校があります。

一方、最近の大規模開発によって児童・生徒が急増し、学校の新設や増築などの対応が必要になってきている地域もあります。また、通学区域の問題では、学校配置の関係で、近くに学校がありながら、子どもたちが交通機関を利用して遠くの指定校まで通学しているような地域もあります。

このような学校規模や配置などの物理的側面が、子ども同士の人間関係面、学校としての教育指導面、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられます。そのため、市内どこの学校でも、一定の水準の教育を行うことが義務教育であるということを前提に、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっています。

本市では、子どもたち一人ひとりが、豊かな人間性を磨きながら、人格の完成を目指し、個性を伸ばし、その可能性を開花させ、幸せな人生を送ることができる基礎を培うことができるように、目指す子ども像を「人間性豊かな子ども」とし、子どもの豊かな人格形成に向けて取り組んでいます。

そのために学校が果たす役割を念頭に置いた上で、教育環境の整備を図るため、学校規模と配置に関する教育委員会としての基本的な考え方をまとめ、適正化に取り組むこととしました。

平成 18 年７月に、学校関係者や学識経験者、市民を交えた「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会」から提言を受けましたので、この提言に基づき、小・中学校の適正規模及び適正配置に関する教育委員会としての基本方針を策定します。

【参考資料】

・市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み ･･･ 9
・児童・生徒・学級数一覧 ･････････････････････････････ 10
・児童・生徒・学級数推計一覧 ･････････････････････････ 14
・児童・生徒数と学校数の推移 ･････････････････････････ 16
・学校規模（学級数）別学校数の推移 ･･････････････････････ 16
・年齢（３区分）別人口の推移と将来推計（全国） ･････････ 17

（２）適正規模について

学校は、知識や物事を修得するだけでなく、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、いろいろな形態による効果的な学習を行ったり、集団の相互作用による思考力の育成を図ったりするためにも、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。そのために、学校にはある程度の規模が必要です。

ところが、市内には、普通学級で全学年６学級（各学年１学級）から 29 学級（各学年４～６学級）までの小学校、３学級（各学年１学級）から 20 学級（各学年６～７学級）までの中学校が存在し、規模の面で格差が生じています（平成 18 年度現在）。

小規模校の良さを指摘する意見もありますが、少人数授業などのきめ細かな指導は大規模な学校であっても受けることはできます。逆に、ある程度の集団によるダイナミックな活動や、多様な学習活動の展開は小規模な学校では実施が困難な場合もあります。一方、学校の規模が大きくなり過ぎると、施設面から学習活動に制約が出たり、教員と児童・生徒との関わりが十分に持てなくなったりすることもあります。

そこで、規模によるメリット・デメリットを考慮して、より高い教育効果が得られる学校規模を「適正規模」として、次のように範囲を定めることとします。

□学校規模の定義

	小学校	中学校
過小規模校	１～５学級（複式学級*あり）	１～２学級（複式学級*あり）
小規模校	６～11 学級（各学年１～２学級）	３～11 学級（各学年１～４学級）
適正規模校	12～24 学級（各学年２～４学級） ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と児童が十分に関わりを持つことができる。	12～24 学級（各学年４～８学級） ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と生徒が十分に関わりを持つことができる。 ・５教科の教員が複数配置でき、また、選択教科、部活動などの指導体制が充実する。
大規模校	25～30 学級（各学年４～５学級）	25～30 学級（各学年８～10 学級）
過大規模校	31 学級～（６学級以上の学年あり）	31 学級～（11 学級以上の学年あり）

＊学級編制の基準を 40 人としています。
＊複式学級…２つ以上の異なる学年を１つにして編成した学級

【参考資料】
・法令による学級編制の基準 ･････････････････････････････ 18
・法令による学校規模の考え方 ･････････････････････････ 18
・学校規模によるメリット・デメリット･････････････････････ 18

審議のポイント①

□学校規模の定義

学校の適正規模について、基本方針では小学校、中学校ともに１２～２４学級（小学校は各学年２～４学級、中学校は各学年４～８学級）としています。

学級数が適正規模を下回った場合には、学級数や教職員数が少なくなることにより、さまざまな学校運営上の課題が生じる可能性があり、これらの課題が児童生徒にも影響を与えることが懸念されます。

また、文部科学省の手引では、学級数だけでなく、学級における児童生徒数（学年単学級の場合）や学校全体の児童生徒数も考慮することの必要性に言及しています。

現行基本方針の学校規模の定義に関する見直しについて、みなさまのお考えはいかがでしょうか。

【検討部会等での意見】

〇学校規模の定義については、現状のままでよい。

〇注釈部分の学級編制の基準について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴い、小学１年生は 35 人とし、また、神奈川県の方針として小学２年生も 35 人としているため、「小１～２年生は 35 人」・「小３～小６年生・中学生は 40 人」と改める。

〇注釈部分に、学級数には特別支援学級を除外している旨を明記しておいたほうがよい。

※文科省手引き　６ページ～１４ページ（学校規模の適正化）　参照

（３）適正配置について

本市は丘陵地や谷戸が多く平坦地が少ないため、学校が偏在していたり、学校が通学区域の端に位置していたりして、地域によっては通学距離が長く、交通機関の利用を余儀なくされている児童・生徒もいます。

また、現在の通学区域は、次のような基本的な考え方で設定していますが、新たな開発や、少子化の影響による学校規模の変化などにより、現状とそぐわなくなってきている地域もありますので、地域の実情に合わせ、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、学校配置や通学区域の見直しを行っていきます。

通学距離については、子どもの体力や法令、都市部における他都市の状況などから、考慮すべき点として次のとおり適正な範囲を定めます。通学距離が適正な範囲内であっても、通学路の安全性の確保については配慮していきます。

□通学区域設定の基本的な考え方

・学校の配置状況を考え、学校規模の適正化を図る。
・通学距離、通学の安全性を考慮する。
・境を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。
・町内会を分断しないようにする。

□適正な通学距離の範囲

小学校	中学校
○２キロメートル程度 ・徒歩 30 分程度	○３キロメートル程度 ・徒歩 45 分程度

【参考資料】

・法令による通学距離の考え方 …… 20
・通学距離別学校数割合 …… 20
・学区内通学者の通学時間別児童・生徒数割合 …… 20

審議のポイント②

□通学区域設定の基本的な考え方

通学区域の設定について、基本方針では以下とおり、基本的な考え方を示しています。

・学校の配置状況を考え、学校規模の適正化を図る。
・通学距離、通学の安全性を考慮する。
・境を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。
・町内会を分断しないようにする。

現行基本方針の考え方の見直しについて、みなさまのお考えはいかがでしょうか。

【検討部会等での意見】
〇町内会のほか、行政区域（行政センター所管区域）についても分断しないようにするべきである。
〇小中一貫教育ブロックの考慮について、追記すべきである。
〇通学区域の複雑化の回避について、追記すべきである。

審議のポイント③

□適正な通学距離の範囲

適正な通学距離の範囲及び通学時間の目安について、基本方針では以下のとおり基本的な考え示しています。
・小学校　２キロメートル程度（徒歩３０分程度）
・中学校　３キロメートル程度（徒歩４５分程度）
一方、文部科学省の手引では、小学校４キロメートル以内、中学校６キロメートル以内、通学時間はおおむね１時間以内（徒歩以外の通学手段も含む）が妥当との考えが示されています。
現行基本方針の考え方の見直しについて、みなさまのお考えはいかがでしょうか。

【検討部会等での意見】
〇規模適正化の方策として、隣接校との統合が選択されることを想定し、現在の適正な通学距離の範囲を見直す必要がある。
（例）小学校３㎞程度、中学校 4.5 ㎞程度、ただし小学校２㎞程度、中学校３㎞程度が望ましいなど。

※文科省手引き　１５ページ～１７ページ（学校の適正配置（通学条件））　参照

（４）規模及び配置の適正化の方策について

学校の規模及び配置の適正化を図り、教育環境を整備するに当たり、次のような方策が考えられますが、いずれの場合も、その後の周辺校を含めた学校規模や施設、通学距離に問題がないことと、子どもたちの生活や、地域と学校との関わりを十分に考慮に入れて検討を行います。

□規模及び配置の適正化の方策

①通学区域の見直し

小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか考えます。

小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討します。

②隣接校との統合

小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できないときには、隣接校との統合を検討します。この場合、特に中学校については、本市では学校選択制を導入しているため、適正規模化の検討に着手した場合、当該校の生徒数が激減し、その後の学校教育活動に支障を来すことも考えられますので、統合時期については慎重に検討を行います。

なお、統合によりいずれかの学校が廃校となる場合、学校の跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づいて検討を行うことになります。

③学校の分離新設

大規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できず、かつ用地が確保できるときには、学校の分離新設を検討します。この場合、特に、新設校及び周辺の学校が将来的にも適正規模が保たれることを考慮していきます。

④特別認定校制度

小規模校への対応として、通学区域の見直しや隣接校との統合では解決できないときには、その学校の教育活動に特色を持たせ、「小規模特別認定校（特認校）」とし、市内全域から希望する児童・生徒を受け入れることにより、規模を確保するということが考えられます。

また、大規模校への対応として、通学区域の見直しや学校の分離新設では解決できないときには、その学校の通学区域を「特別認定地域」とし、通学区域内に居住する児童・生徒について、他の通学区域の小・中学校への変更を認めることにより規模を適正化するということが考えられます。

いずれの場合も、新しい制度として導入の是非を含め、教育委員会で検討を行います。

審議のポイント④

①通学区域の見直し

学校の規模及び配置の適正化の方策の一つとして、通学区域の見直しがあります。基本方針では以下のとおり、基本的な考え方を示しています。

・小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず通学区域の見直しで対応できないか考える
・小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討

現行基本方針の考え方の見直しについて、みなさまのお考えはいかがでしょうか。

【検討部会等での意見】
〇通学区域が複雑化している地域、町内会・行政区が分断もしくは重複している地域、小中一貫教育ブロックと異なる地域についても、実態に合わせて通学区域を見直すことを検討すべきである。

審議のポイント⑤

④特別認定校制度

基本方針では、小規模校への対応として「特別認定校制度」の導入、大規模校への対応として「特別認定地域制度」の導入を含め検討するとしています。
これらの制度は、横須賀市教育委員会で推進している「小中一貫教育」との整合性がとれないとも見方もあります。
「特別認定校制度」や「特別認定地域制度」を規模及び配置の適正化の適正化の方策の一つとして挙げている点について、みなさまのお考えはいかがでしょうか。

【検討部会等での意見】
〇「特別認定校制度」及び「特別認定地域制度」については、本市の実情にそぐわないため、基本方針からは削除すべきである。

⑤規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について

周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努めます。

また、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討します。

【参考資料】
・未利用地等の土地利用に関する取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・21

（５）通学区域制度の弾力的運用について

教育委員会では、次のとおり、通学区域制度を弾力的に運用しています。これらについては、今後も学校規模や配置の適正化を図りながら継続して行い、地域の実情や保護者のニーズに対応していきます。

①指定変更承認地域

指定校に隣接した地域のうち、通学距離や地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定しています。（平成 18 年４月現在　63 カ所）

②個別理由による指定校の変更

指定変更承認地域の他、「横須賀市立小・中学校指定変更就学（他学区からの就学）承認基準」により、身体的理由や転居などの理由による指定校の変更を認めています。

③中学校の学校選択制の実施

本市では、平成 15 年度入学生から、市内を６つのブロックに分け、ブロック内とブロック外であっても通学区域が隣接している中学校について、学校選択を認める制度を実施しています。

制度のねらいは、保護者・児童に中学校に対する関心や理解を高めていただくことと、学校の活性化と特色ある学校づくりにつなげることです。

【参考資料】
・指定校変更の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

審議のポイント⑥

⑤規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について

基本方針では、学校の規模及び配置の適正化の方策として、①通学区域の見直し、②隣接校との統合、③学校の分離新設、④特別認定校制度の４つをあげています。これらの方策を講じようとしてもなお、規模及び配置の適正化が図れない場合の配慮事項として、基本方針では以下のとおり定めています。

・周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努める
・また、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討

現行基本方針の考え方の見直しについて、みなさまのお考えはいかがでしょうか。

【検討部会等での意見】
〇小規模校への対応として、通学区域の変更も統合もできない場合は、小規模校のデメリットを解消するための方策を検討することについて、追記すべきである。

※文科省手引き　Ｐ．３３～Ｐ．３８（小規模校を存続させる場合の教育の充実）参照

審議のポイント⑦

①指定変更承認地域

教育委員会では、通学区域制度の弾力的運用の一環として、指定変更承認地域を設定しており、基本方針では以下のとおり記載しています。

・指定校に隣接した地域のうち、通学距離や地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定

現行基本方針の記載の見直しについて、みなさまのお考えはいかがでしょうか。

【検討部会等での意見】
〇指定変更承認地域内または地域外で、ほとんどの児童生徒が指定校から変更している地域は、正規の通学区域として設定し直すことの検討について、追記すべきである。

２　学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策

（１）検討のための基準について

学校規模及び配置の適正化の検討は、将来的な児童・生徒数や学級数の推移を見据えて行うこととします。

なお、これまで、教育委員会では、「小・中学校の統合方針」（平成９年１月作成）を基に統合の検討を行ってきましたが、この統合方針に替えて、次のとおり検討のための基準を定めることとします。

□学校規模及び配置の適正化の検討のための基準

	小学校	中学校
学校規模	**〇11 学級以下の場合** ・クラス替えができない学年がある。 **〇31 学級以上の場合** ・６学級以上となる学年がある。 ・特別教室の割り振りなど、施設面での制約が出る。	**〇５学級以下の場合** ・クラス替えができない学年がある。 ・10 科目の教員が規定上、配置できない。 **〇31 学級以上の場合** ・11 学級以上となる学年がある。 ・特別教室、体育館の割り振りや部活動の場所の確保など、施設面での制約が出る。
通学距離	**〇２キロメートル程度を超える場合**	**〇３キロメートル程度を超える場合**

（２）検討・実施の手順について

学校の規模や配置の適正化は、前項の「学校規模や配置の適正化の検討のための基準」に該当したからといって、すぐに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていきます。

①「（仮称）市立小・中学校適正配置計画」の策定

本基本方針を策定後、教育委員会において、具体的な地域等の名称を明記した「（仮称）市立小・中学校適正配置計画」を策定します。その計画に基づき、小規模化が進んでいる学校や、通学区域に著しく問題がある学校、地域などのうち、周辺の学校の状況などを考慮して、順次、検討を進めていきます。

審議のポイント⑧

□学校規模及び配置の適正化の検討のための基準

基本方針では、学校規模・配置の適正化の検討を始めるための基準として、学校規模の観点から小学校は１１学級以下もしくは３１学級以上、中学校は５学級以下もしくは３１学級以上としています。

また、通学距離の観点から小学校は２キローメートルを超える場合、中学校は３キロメートルを超える場合としています。

子どもたちの数が多かった時代は、適正規模（学級数）と適正配置（通学距離）の両方をバランスよく両立させることが可能でした。

少子化が進むと適正規模と適正配置の両立が難しくなります。つまり、小規模校を隣接校に統合しようする場合、適正規模は回復できても、通学距離が延びてしまうという問題が起こる場合があります。

この問題について、みなさまのお考えはいかがでしょうか。

【検討部会等での意見】

〇適正な通学距離の範囲（３ページ参照）を見直した場合には、通学距離の基準についても見直す必要がある（整合を図る）。

〇学校規模の適正化と通学距離の適正化を同列に扱うのではなく、優先順位をつけるべきである。

（例）第一に学校規模の適正化を検討し、隣接校との統合に伴って通学距離が適正でなくなる場合は、その解決策としてスクールバス等の導入の可能性について考える。その際、徒歩以外の手段を含めて通学時間についての範囲を定めるのも一案である。

※文科省手引き　１５ページ～１７ページ（学校の適正配置（通学条件））　参照

審議のポイント⑨

（２）検討・実施の手順について

（※次ページへ続く）

②「地域別協議会」の設置

具体的な検討に当たっては、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域の方々で構成する協議会を設置し、地域における合意形成を図りながら進めていきます。

協議会では、それぞれの立場の人たちに、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で検討をしていただき、協議会がまとめた意見を、「意見書」として教育委員会に提出していただきます。

③庁内検討組織の設置

教育委員会では、地域別協議会から提出された意見書の内容について、庁内の関係部課長や学校長等で組織する「（仮称）学校再編検討委員会」に意見を求めます。（仮称）学校再編検討委員会では、意見書の内容についての検討を行い、教育委員会に検討結果を報告します。

④教育委員会での決定

教育委員会では、（仮称）学校再編検討委員会からの報告を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などを決定します。

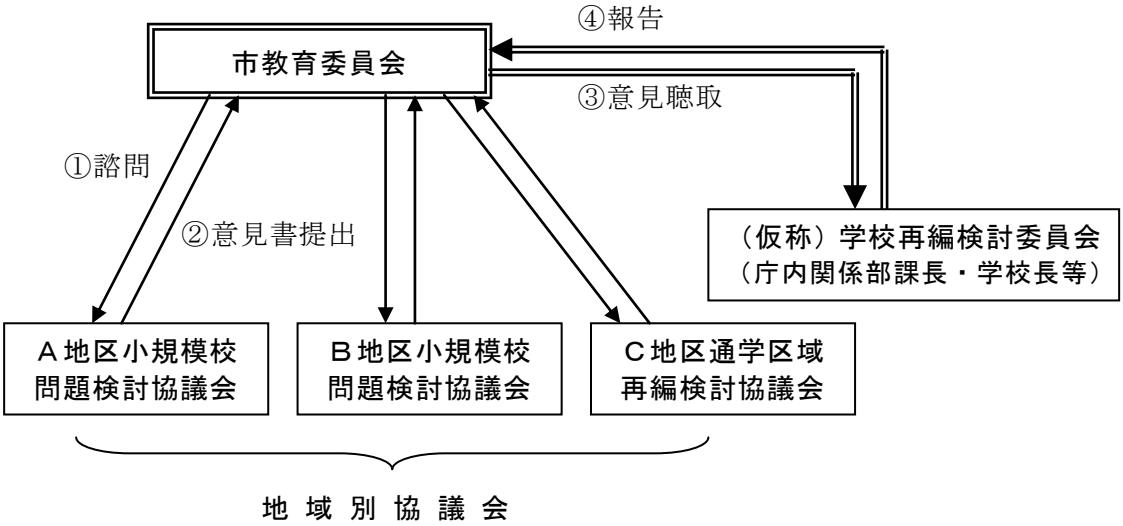

⑤実施に当たって

適正配置等に関する具体的な方策が教育委員会で決定された後は、より円滑に通学区域の見直しや学校の統合などが進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議や、統合に向けての学校間の交流、事前の準備の検討などを行っていきます。

審議のポイント⑨

（２）検討・実施の手順について

基本方針では、適正化のための検討・実施に当たっては、①適正配置計画の策定、②「地域別協議会」の設置、③庁内検討組織の設置、④教育委員会での決定、という段取りを踏むよう、手順を定めています。

また、適正配置等に関する具体的な方策が教育委員会で決定された後は、学校関係者、保護者、地域の方々と、事前準備の検討を行っていくこととしています。

現行基本方針の検討・実施手順について、みなさまのお考えはいかがでしょうか。

特に、地域において合意形成を図るため「地域別協議会」の在り方について、どのようにお考えになりますでしょうか。

【検討部会等での意見】

○「①『（仮称）市立小・中学校適正配置計画』の策定」について

「（仮称）市立小・中学校適正配置計画」は、市施設配置適正化計画に合わせて、「小中学校配置適正化実施計画」に改める。

○「③庁内検討組織の設置」について

「（仮称）学校再編検討委員会」は、「学校再編検討委員会」に改める。

○「④教育委員会での決定」について

「Ａ地区小規模校問題検討協議会」・「Ｂ地区小規模校問題検討協議会」・「Ｃ地区通学区域再編検討協議会」は、これまでの実態に合わせて「Ａ地域小中学校適正配置検討協議会」・「Ｂ地域小中学校適正配置検討協議会」・「Ｃ地域小中学校適正配置検討協議会」に改める。

○「⑤実施にあたって」について

これまで設置されていた、学校関係者、保護者、地域の方々で構成する「地域別統合推進連絡協議会」について明記する。

※文科省手引き　Ｐ．１８～Ｐ．２２（学校統合の適否に関する合意形成）　参照

３　特に配慮すること

（１）学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について

適正配置等の具体的な検討に当たっては、教育委員会は、学校関係者や保護者、地域の方々と協働して、それぞれの立場から、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図った上で進めていきます。

（２）市民への情報提供について

適正配置等に関する地域別協議会や教育委員会での検討内容については、市教育委員会のホームページや地域別協議会ニュースなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行っていきます。

（３）基本方針等の見直しについて

本基本方針と、今後策定する（仮称）市立小・中学校適正配置計画については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときには、再度、検討を行い、見直しを図っていきます。

３　特に配慮すること

基本方針では、適正配置等のための検討・実施に当たっては、（１）学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成、（２）市民への情報提供、（３）基本方針等の見直しの観点から、特に配慮すべき事項を定めています。

現行基本方針で定める配慮事項について、みなさまのお考えはいかがでしょうか。

【検討部会等での意見】

○「（３）基本方針等の見直しについて」について

「（仮称）市立小・中学校適正配置計画」は、市施設配置適正化計画に合わせて、「小中学校配置適正化実施計画」に改める。

《参考資料》

1　市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み

時　期	内　容
昭和 56 年　4 月	小学生児童数がピークとなる。（46 校：45,078 人）
昭和 57 年　4 月	野比小学校を北下浦小学校から分離新設した。
昭和 61 年　4 月	中学生生徒数がピークとなる。（24 校：22,187 人）
昭和 62 年　4 月	岩戸中学校を久里浜中学校から分離新設した。
平成　8 年　4 月	野比東小学校を野比小学校から分離新設した。
平成　9 年　1 月	「小・中学校の統合方針」を作成した。 ＜小・中学校の統合方針＞ ①小学校においては児童数 200 人以下、中学校においては生徒数 300 人以下の学校 ②小規模校（11 学級以下）で、今後、開発等により児童生徒の急激な増加が見込めない学校 ③校地が狭あい等により、施設が不十分な学校
平成 11 年　4 月	旧青葉小学校と旧坂本小学校を廃止し、桜小学校を新設した。
平成 13 年　4 月	小学生児童数がピーク時の半数以下となる。（48 校：22,512 人）
平成 15 年　4 月	大塚台小学校を望洋小学校から分離新設した。 中学生生徒数がピーク時の半数以下となる。（25 校：10,833 人）
平成 16 年 10 月	旧陽光小学校と鶴久保小学校および、桜台中学校と坂本中学校の統合を決定した。
平成 17 年　4 月	横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会を設置した。 （平成 17 年 6 月～平成 18 年 7 月　10 回開催）
平成 18 年　4 月	旧陽光小学校を廃止し、鶴久保小学校に統合した。
平成 18 年　7 月	横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会から提言を受けた。

＊この他、開発などに伴い、通学区域の変更を行っている。

２　児童・生徒・学級数一覧（平成 18 年５月１日現在）

【小学校（48 校）】

学校名		１　年				２　年				３　年				４　年			
		男	女	計	学級	男	女	計	学級	男	女	計	学級	男	女	計	学級
1	追　浜	13	5	18	1	11	10	21	1	4	14	18	1	14	11	25	1
2	夏　島	26	29	55	2	36	21	57	2	40	32	72	2	28	26	54	2
3	浦　郷	49	30	79	2	43	37	80	2	38	44	82	3	38	47	85	3
4	鷹　取	29	27	56	2	33	19	52	2	18	25	43	2	26	22	48	2
5	船　越	50	52	102	3	42	38	80	3	43	40	83	3	36	33	69	2
6	田　浦	24	16	40	1	28	21	49	2	23	25	48	2	25	14	39	1
7	長　浦	23	20	43	2	32	24	56	2	24	18	42	2	29	21	50	2
8	逸　見	17	21	38	1	10	12	22	1	21	21	42	2	25	20	45	2
9	沢　山	10	21	31	1	16	12	28	1	15	13	28	1	11	11	22	1
10	桜	47	50	97	3	32	45	77	3	31	37	68	2	47	48	95	3
11	汐　入	10	10	20	1	5	8	13	1	10	11	21	1	11	7	18	1
12	諏　訪	24	25	49	2	23	28	51	2	26	31	57	2	36	27	63	2
13	田　戸	71	62	133	4	59	65	124	4	62	44	106	3	68	62	130	4
14	山　崎	37	34	71	2	41	44	85	3	45	45	90	3	42	35	77	2
15	豊　島	22	26	48	2	33	28	61	2	22	24	46	2	26	30	56	2
16	鶴久保	59	58	117	4	66	53	119	4	49	50	99	3	66	46	112	4
17	公　郷	64	47	111	4	56	51	107	3	73	62	135	4	64	61	125	4
18	池　上	54	47	101	3	50	60	110	4	48	49	97	3	53	40	93	3
19	城　北	40	55	95	3	49	58	107	3	52	39	91	3	43	47	90	3
20	平　作	15	21	36	1	24	17	41	2	15	24	39	1	20	23	43	2
21	衣　笠	42	39	81	2	39	35	74	2	39	46	85	3	42	49	91	3
22	大矢部	43	44	87	3	37	46	83	3	44	47	91	3	43	29	72	2
23	森　崎	44	28	72	2	39	42	81	3	32	40	72	2	42	33	75	2
24	大　津	36	43	79	3	59	49	108	3	40	45	85	3	65	39	104	3
25	根　岸	50	34	84	3	46	38	84	3	38	41	79	2	53	48	101	3
26	走　水	17	16	33	1	12	9	21	1	13	6	19	1	16	8	24	1
27	馬　堀	28	22	50	2	28	22	50	2	18	23	41	1	28	18	46	2
28	望　洋	57	70	127	4	64	58	122	4	50	63	113	3	56	33	89	3
29	大塚台	95	87	182	6	88	93	181	5	79	87	166	5	90	86	176	5
30	浦　賀	60	53	113	3	53	55	108	3	52	63	115	3	54	54	108	3
31	小原台	51	48	99	3	60	49	109	3	54	53	107	3	43	60	103	3
32	光　洋	13	8	21	1	9	11	20	1	9	9	18	1	11	4	15	1
33	鴨　居	39	36	75	2	47	29	76	2	33	51	84	3	31	46	77	2
34	高　坂	31	37	68	2	41	27	68	2	35	35	70	2	41	29	70	2
35	岩　戸	37	34	71	2	29	39	68	2	38	35	73	2	34	32	66	2
36	久里浜	54	43	97	3	52	50	102	4	61	49	110	3	60	41	101	3
37	明　浜	75	74	149	5	74	92	166	5	88	79	167	5	85	66	151	4
38	神　明	48	38	86	3	44	48	92	3	51	45	96	3	54	59	113	3
39	粟　田	27	35	62	2	24	26	50	2	37	25	62	2	21	25	46	2
40	野　比	43	40	83	3	37	41	78	3	37	28	65	2	35	29	64	2
41	野比東	39	41	80	3	28	21	49	2	36	34	70	2	30	31	61	2
42	北下浦	25	27	52	2	43	39	82	3	41	38	79	2	38	35	73	2
43	津久井	49	50	99	3	47	51	98	3	61	39	100	3	53	49	102	3
44	長　井	49	39	88	3	49	43	92	3	40	48	88	3	46	41	87	3
45	富士見	29	44	73	2	29	35	64	2	40	36	76	2	33	39	72	2
46	武　山	55	51	106	4	60	57	117	3	67	47	114	3	60	53	113	3
47	荻　野	38	41	79	2	49	29	78	2	45	38	83	3	40	41	81	3
48	大　楠	38	34	72	2	36	36	72	2	35	31	66	2	23	30	53	2
合　計		1,896	1,812	3,708	120	1,912	1,821	3,733	123	1,872	1,829	3,701	117	1,935	1,738	3,673	117

＊（　）内は、特殊学級の内数

学校名		5 年				6 年				合 計					
		男	女	計	学級	男	女	計	学級	男	女	児童数		学級数	
1	追　浜	16	16	32	1	16	9	25	1	74	65	139		6	
2	夏　島	30	23	53	2	26	27	53	2	186	158	344	(5)	14	(2)
3	浦　郷	42	33	75	3	47	41	88	3	257	232	489	(1)	17	(1)
4	鷹　取	23	10	33	1	26	34	60	2	155	137	292	(3)	13	(2)
5	船　越	45	32	77	2	33	37	70	2	249	232	481	(9)	17	(2)
6	田　浦	26	15	41	2	20	24	44	2	146	115	261		10	
7	長　浦	21	20	41	2	16	21	37	1	145	124	269	(4)	13	(2)
8	逸　見	21	12	33	1	16	20	36	1	110	106	216		8	
9	沢　山	22	14	36	1	18	18	36	1	92	89	181		6	
10	桜	40	42	82	3	37	35	72	2	234	257	491	(4)	18	(2)
11	汐　入	16	9	25	1	10	4	14	1	62	49	111	(2)	8	(2)
12	諏　訪	26	21	47	2	33	26	59	2	168	158	326		12	
13	田　戸	41	49	90	3	48	45	93	3	349	327	676		21	
14	山　崎	25	36	61	2	37	38	75	2	227	232	459	(18)	17	(3)
15	豊　島	33	30	63	2	31	43	74	2	167	181	348		12	
16	鶴久保	55	53	108	4	70	57	127	4	365	317	682	(8)	25	(2)
17	公　郷	58	61	119	3	65	59	124	4	380	341	721	(5)	24	(2)
18	池　上	44	46	90	3	50	58	108	3	299	300	599		19	
19	城　北	48	36	84	3	45	66	111	3	277	301	578	(3)	19	(1)
20	平　作	23	24	47	2	24	13	37	1	121	122	243	(3)	11	(2)
21	衣　笠	52	38	90	3	57	54	111	3	271	261	532	(2)	17	(1)
22	大矢部	42	49	91	3	51	53	104	3	260	268	528	(7)	19	(2)
23	森　崎	41	50	91	3	48	37	85	3	246	230	476		15	
24	大　津	32	56	88	3	52	48	100	3	284	280	564		18	
25	根　岸	39	42	81	3	41	38	79	3	267	241	508		17	
26	走　水	9	12	21	1	9	15	24	1	76	66	142		6	
27	馬　堀	18	34	52	2	32	20	52	2	152	139	291	(5)	13	(2)
28	望　洋	44	43	87	3	43	35	78	2	314	302	616	(10)	21	(2)
29	大塚台	69	67	136	4	72	61	133	4	493	481	974		29	
30	浦　賀	50	63	113	3	57	56	113	3	326	344	670	(3)	20	(2)
31	小原台	66	45	111	3	53	71	124	4	327	326	653		19	
32	光　洋	8	10	18	1	12	12	24	1	62	54	116	(2)	8	(2)
33	鴨　居	40	32	72	2	40	35	75	2	230	229	459	(3)	14	(1)
34	高　坂	33	41	74	2	34	45	79	2	215	214	429	(1)	13	(1)
35	岩　戸	36	44	80	2	46	34	80	2	220	218	438	(1)	13	(1)
36	久里浜	69	72	141	4	52	56	108	3	348	311	659		20	
37	明　浜	78	67	145	4	72	80	152	4	472	458	930	(16)	30	(3)
38	神　明	50	42	92	3	51	48	99	3	298	280	578	(2)	20	(2)
39	粟　田	25	29	54	2	42	25	67	2	176	165	341		12	
40	野　比	39	28	67	2	39	28	67	2	230	194	424	(8)	16	(2)
41	野比東	39	37	76	2	36	43	79	2	208	207	415	(4)	15	(2)
42	北下浦	39	36	75	2	36	50	86	3	222	225	447		14	
43	津久井	59	38	97	3	45	59	104	3	314	286	600	(8)	20	(2)
44	長　井	58	45	103	3	45	46	91	3	287	262	549	(5)	20	(2)
45	富士見	35	28	63	2	42	39	81	3	208	221	429		13	
46	武　山	67	68	135	4	74	66	140	4	383	342	725	(6)	23	(2)
47	荻　野	41	39	80	2	52	45	97	3	265	233	498	(5)	18	(3)
48	大　楠	40	28	68	2	30	39	69	2	202	198	400	(1)	13	(1)
合　計		1,873	1,765	3,638	116	1,931	1,913	3,844	117	11,419	10,878	22,297	(154)	766	(56)

【中学校（25 校）】

学校名		1 年				2 年				3 年			
		男	女	計	学級	男	女	計	学級	男	女	計	学級
1	追　浜	74	72	146	4	85	72	157	4	85	71	156	4
2	鷹　取	37	21	58	2	30	31	61	2	26	26	52	2
3	田　浦	74	65	139	4	78	74	152	4	66	65	131	4
4	桜　台	2	1	3	1	8	3	11	1	10	11	21	1
5	坂　本	77	67	144	4	103	90	193	5	65	62	127	4
6	不入斗	73	69	142	4	54	69	123	4	94	81	175	5
7	常　葉	76	93	169	5	62	60	122	3	63	60	123	4
8	公　郷	78	62	140	4	85	92	177	5	80	61	141	4
9	池　上	72	67	139	4	84	60	144	4	80	64	144	4
10	衣　笠	87	78	165	5	63	68	131	4	85	83	168	5
11	大矢部	53	53	106	3	73	57	130	4	94	74	168	5
12	大　津	132	114	246	7	133	137	270	7	124	118	242	7
13	馬　堀	58	57	115	3	68	58	126	4	63	72	135	4
14	浦　賀	146	137	283	7	107	103	210	6	149	124	273	7
15	上の台	19	19	38	1	28	26	54	2	19	23	42	2
16	鴨　居	80	70	150	4	89	60	149	4	54	73	127	4
17	岩　戸	42	45	87	3	64	40	104	3	36	44	80	2
18	久里浜	139	115	254	7	137	117	254	7	117	122	239	6
19	神　明	85	80	165	5	78	69	147	4	88	89	177	5
20	野　比	52	44	96	3	66	67	133	4	97	84	181	5
21	北下浦	54	47	101	3	56	40	96	3	41	48	89	3
22	長　沢	53	54	107	3	48	51	99	3	66	43	109	3
23	長　井	52	55	107	3	54	39	93	3	41	56	97	3
24	武　山	116	108	224	6	117	111	228	6	99	106	205	6
25	大　楠	51	61	112	3	59	63	122	4	55	49	104	3
合　計		1,782	1,654	3,436	98	1,829	1,657	3,486	100	1,797	1,709	3,506	102

＊（　）内は、特殊学級の内数

学校名		合　計					
		男	女	生徒数		学級数	
1	追　浜	244	215	459	(3)	14	(2)
2	鷹　取	93	78	171		6	
3	田　浦	218	204	422	(3)	14	(2)
4	桜　台	20	15	35	(12)	5	(2)
5	坂　本	245	219	464		13	
6	不入斗	221	219	440		13	
7	常　葉	201	213	414	(11)	14	(2)
8	公　郷	243	215	458	(1)	14	(1)
9	池　上	236	191	427	(11)	14	(2)
10	衣　笠	235	229	464		14	
11	大矢部	220	184	404	(1)	13	(1)
12	大　津	389	369	758		21	
13	馬　堀	189	187	376	(4)	13	(2)
14	浦　賀	402	364	766	(4)	22	(2)
15	上の台	66	68	134	(3)	7	(2)
16	鴨　居	223	203	426		12	
17	岩　戸	142	129	271	(3)	10	(2)
18	久里浜	393	354	747	(1)	21	(1)
19	神　明	251	238	489	(12)	16	(2)
20	野　比	215	195	410	(2)	13	(1)
21	北下浦	151	135	286		9	
22	長　沢	167	148	315	(19)	13	(4)
23	長　井	147	150	297	(3)	11	(2)
24	武　山	332	325	657	(3)	20	(2)
25	大　楠	165	173	338		10	
合　計		5,408	5,020	10,428	(96)	332	(32)

3　児童・生徒・学級数推計一覧（平成 18 年 7 月推計）

【小学校】　　＊（　）内は、特殊学級の内数

学校名		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	追　浜	139	6	138	6	140	6	143	6	147	6	150	6
2	夏　島	344	14(2)	373	15(2)	383	15(2)	399	15(2)	430	16(2)	447	16(2)
3	浦　郷	489	17(1)	489	16(1)	488	16(1)	465	15(1)	450	14(1)	442	14(1)
4	鷹　取	292	13(2)	288	13(2)	313	14(2)	320	14(2)	332	14(2)	312	13(2)
5	船　越	481	17(2)	511	18(2)	543	19(2)	573	20(2)	665	22(2)	680	22(2)
6	田　浦	261	10	279	10	278	9	280	10	276	10	271	10
7	長　浦	269	13(2)	284	14(2)	285	14(2)	278	14(2)	265	13(2)	242	12(2)
8	逸　見	216	8	214	8	214	8	199	7	195	6	203	6
9	沢　山	181	6	171	6	159	6	166	6	158	6	142	6
10	桜	491	18(2)	494	17(2)	489	16(2)	459	15(2)	449	15(2)	423	15(2)
11	汐　入	111	8(2)	122	8(2)	109	8(2)	117	8(2)	117	8(2)	129	8(2)
12	諏　訪	326	12	342	12	348	12	346	12	342	12	338	12
13	田　戸	676	21	721	22	776	23	786	23	824	24	844	24
14	山　崎	459	17(3)	487	18(3)	507	19(3)	523	19(3)	526	19(3)	518	19(3)
15	豊　島	348	12	320	12	302	12	286	11	288	11	262	10
16	鶴久保	682	25(2)	662	20(2)	683	21(2)	683	21(2)	688	21(2)	656	21(2)
17	公　郷	721	24(2)	706	22(2)	701	22(2)	677	21(2)	644	20(2)	641	20(2)
18	池　上	599	19	627	20	640	19	682	20	713	21	721	21
19	城　北	578	19(1)	558	19(1)	566	19(1)	570	19(1)	586	19(1)	587	19(1)
20	平　作	243	11(2)	239	11(2)	224	10(2)	215	9(2)	216	9(2)	209	8(2)
21	衣　笠	532	17(1)	507	18(1)	506	18(1)	478	17(1)	469	16(1)	461	16(1)
22	大矢部	528	19(2)	498	18(2)	496	18(2)	518	19(2)	526	19(2)	531	19(2)
23	森　崎	476	15	470	14	457	13	475	14	490	15	510	15
24	大　津	564	18	540	16	544	16	518	15	507	14	464	13
25	根　岸	508	17	509	16	522	17	498	16	486	16	491	16
26	走　水	142	6	143	6	158	6	167	6	184	6	197	6
27	馬　堀	291	13(2)	278	13(2)	270	13(2)	263	12(2)	270	12(2)	280	12(2)
28	望　洋	616	21(2)	666	23(2)	694	23(2)	702	23(2)	686	23(2)	644	21(2)
29	大塚台	974	29	1,120	30	1,245	32	1,285	35	1,329	37	1,326	37
30	浦　賀	670	20(2)	658	20(2)	629	19(2)	615	19(2)	610	19(2)	597	19(2)
31	小原台	653	19	630	18	619	18	616	18	587	17	551	16
32	光　洋	116	8(2)	111	8(2)	115	8(2)	120	8(2)	114	8(2)	114	8(2)
33	鴨　居	459	14(1)	461	14(1)	470	14(1)	465	14(1)	459	13(1)	457	13(1)
34	高　坂	429	13(1)	427	13(1)	419	13(1)	447	14(1)	449	14(1)	452	14(1)
35	岩　戸	438	13(1)	450	14(1)	438	14(1)	438	14(1)	426	14(1)	407	14(1)
36	久里浜	659	20	660	20	654	19	696	20	714	21	744	22
37	明　浜	930	30(3)	921	29(3)	951	30(3)	962	31(3)	954	30(3)	956	30(3)
38	神　明	578	20(2)	564	20(2)	560	20(2)	532	20(2)	528	20(2)	511	19(2)
39	粟　田	341	12	316	12	321	12	309	11	305	11	306	11
40	野　比	424	16(2)	420	15(2)	424	15(2)	431	15(2)	446	15(2)	433	15(2)
41	野比東	415	15(2)	429	15(2)	452	16(2)	472	17(2)	485	18(2)	528	19(2)
42	北下浦	447	14	453	13	467	14	493	15	487	15	500	16
43	津久井	600	20(2)	611	20(2)	594	19(2)	576	19(2)	576	19(2)	566	19(2)
44	長　井	549	20(2)	536	19(2)	535	19(2)	530	19(2)	508	18(2)	480	17(2)
45	富士見	429	13	426	13	448	14	456	14	464	15	475	15
46	武　山	725	23(2)	692	22(2)	672	20(2)	651	20(2)	645	20(2)	620	20(2)
47	荻　野	498	18(3)	480	17(3)	468	17(3)	450	16(3)	446	15(3)	424	15(3)
48	大　楠	400	13(1)	484	16(1)	494	16(1)	539	19(1)	554	19(1)	564	19(1)
合　計		22,297	766(56)	22,485	759(56)	22,770	761(56)	22,869	765(56)	23,015	765(56)	22,806	758(56)

【中学校（25 校)】　　＊（　）内は、特殊学級の内数

学校名		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	追　浜	459	14(2)	461	14(2)	457	14(2)	469	14(2)	479	15(2)	480	15(2)
2	鷹　取	171	6	184	6	161	5	155	5	136	5	156	6
3	田　浦	422	14(2)	420	14(2)	401	14(2)	395	14(2)	442	14(2)	463	15(2)
4	桜　台	35	5(2)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	坂　本	464	13	486	16(2)	441	14(2)	449	14(2)	460	14(2)	431	14(2)
6	不入斗	440	13	420	12	443	12	442	12	389	11	388	11
7	常　葉	414	14(2)	480	16(2)	512	16(2)	563	17(2)	573	17(2)	621	19(2)
8	公　郷	458	14(1)	468	14(1)	434	13(1)	436	13(1)	443	13(1)	438	13(1)
9	池　上	427	14(2)	431	14(2)	423	14(2)	420	14(2)	410	14(2)	419	14(2)
10	衣　笠	464	14	464	14	466	14	450	13	416	12	426	12
11	大矢部	404	13(1)	379	12(1)	383	12(1)	378	12(1)	358	12(1)	346	12(1)
12	大　津	758	21	755	20	699	19	731	20	733	20	774	21
13	馬　堀	376	13(2)	366	13(2)	374	13(2)	378	13(2)	367	12(2)	351	11(2)
14	浦　賀	766	22(2)	810	24(2)	924	27(2)	974	28(2)	1,006	29(2)	1,058	30(2)
15	上の台	134	7(2)	136	7(2)	123	6(2)	123	6(2)	122	6(2)	129	7(2)
16	鴨　居	426	12	458	12	458	13	450	13	435	12	432	12
17	岩　戸	271	10(2)	285	11(2)	281	11(2)	274	10(2)	266	10(2)	252	10(2)
18	久里浜	747	21(1)	729	21(1)	730	21(1)	725	21(1)	776	22(1)	770	22(1)
19	神　明	489	16(2)	476	16(2)	482	16(2)	484	16(2)	468	15(2)	472	15(2)
20	野　比	410	13(1)	390	12(1)	397	12(1)	415	12(1)	388	12(1)	361	11(1)
21	北下浦	286	9	309	9	320	9	325	9	319	9	316	9
22	長　沢	315	13(4)	310	13(4)	309	13(4)	304	13(4)	319	13(4)	345	14(4)
23	長　井	297	11(2)	288	11(2)	295	11(2)	272	11(2)	269	11(2)	257	11(2)
24	武　山	657	20(2)	689	20(2)	667	20(2)	651	20(2)	625	20(2)	614	19(2)
25	大　楠	338	10	370	11	370	11	354	11	346	10	346	10
合　計		10,428	332(32)	10,564	332(32)	10,550	330(32)	10,617	331(32)	10,545	328(32)	10,645	333(32)

4　児童・生徒数と学校数の推移

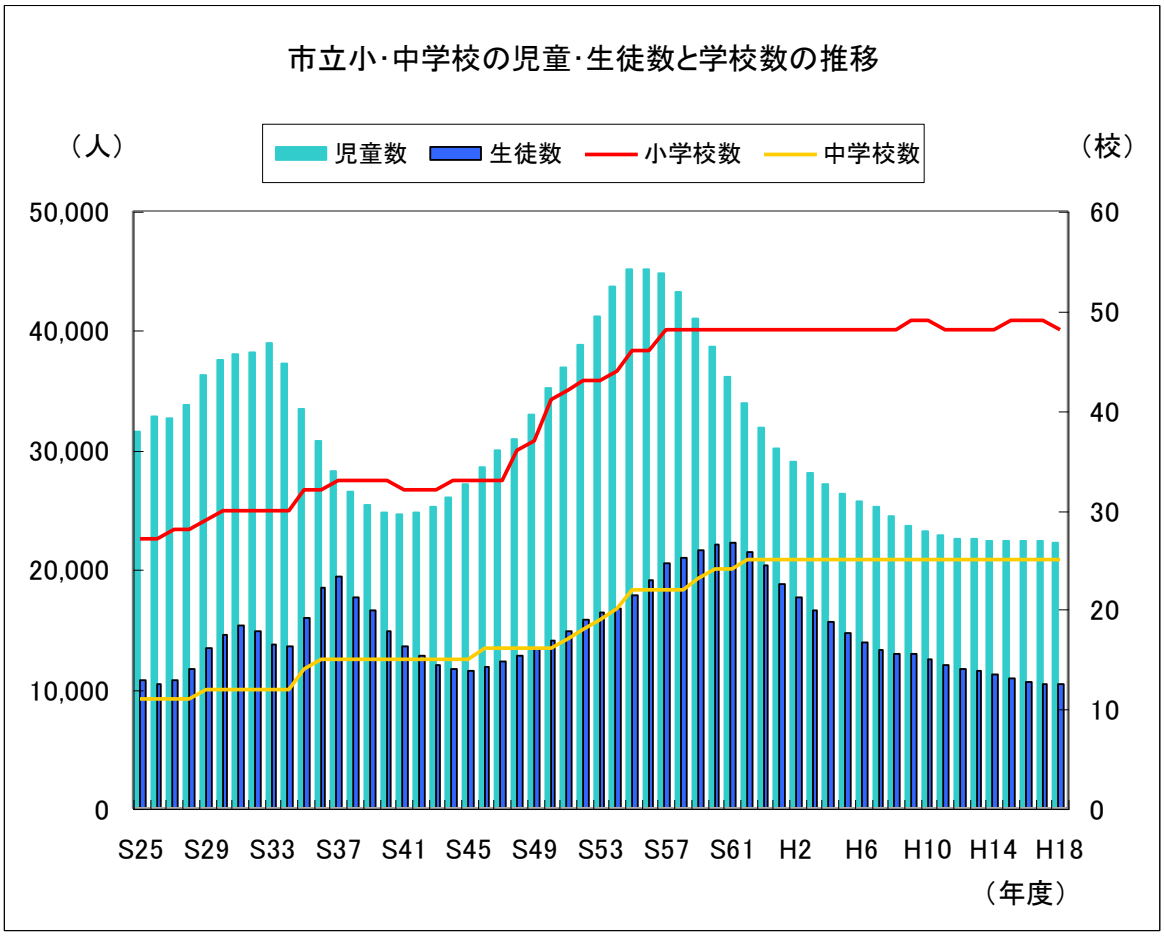

5　学校規模（学級数）別学校数の推移

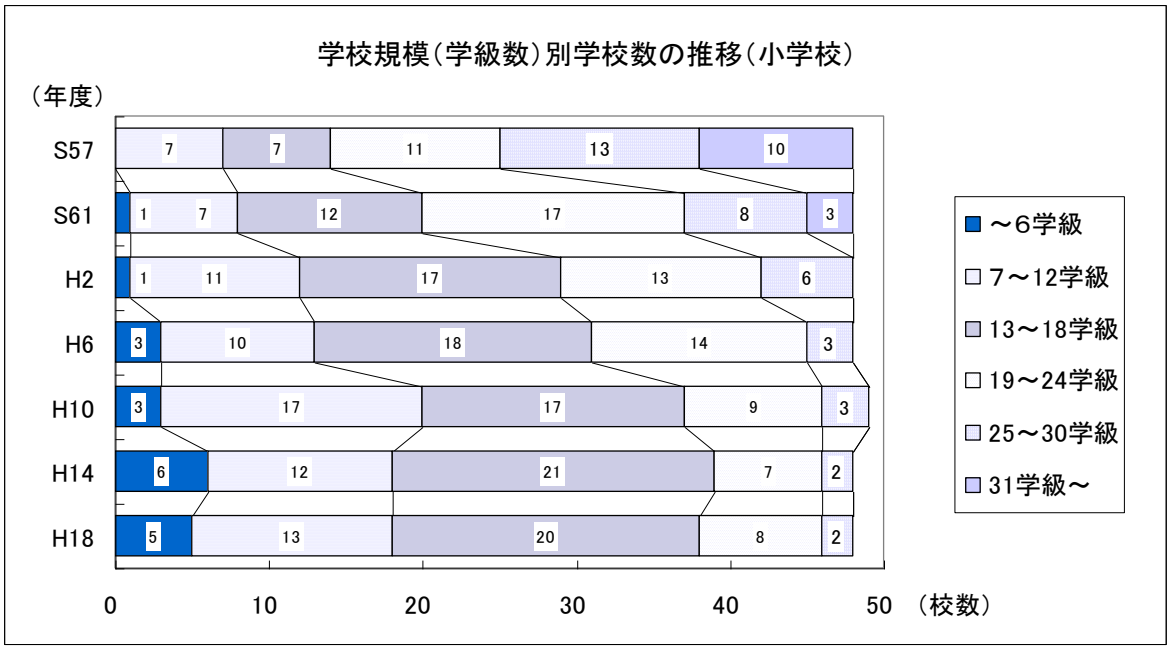

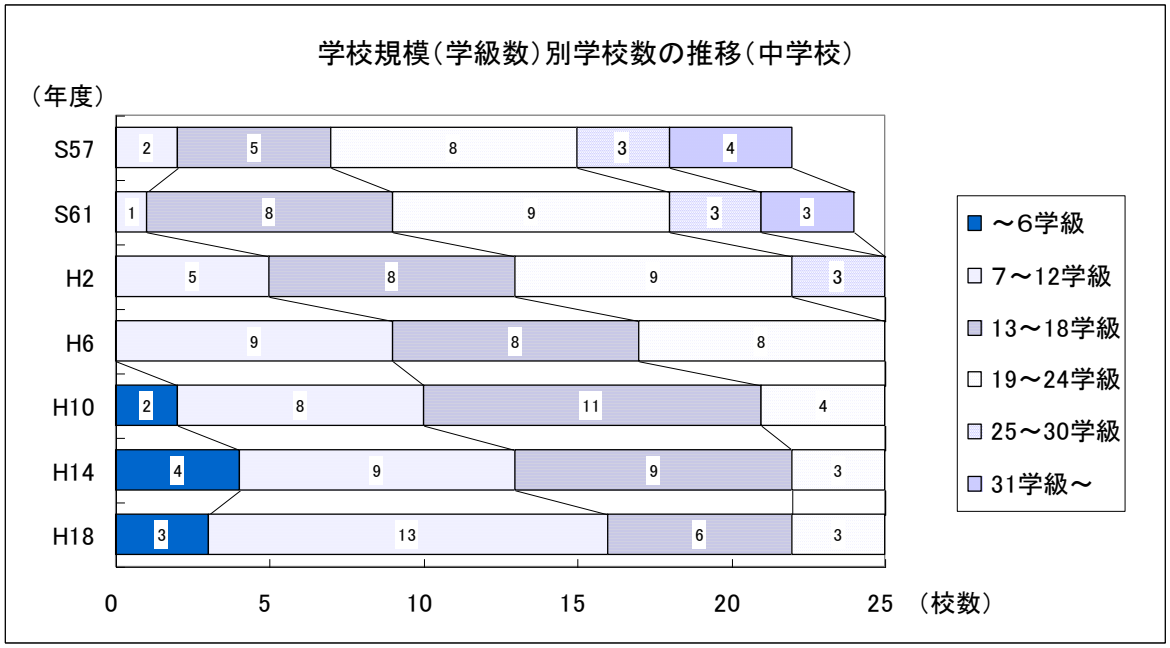

＊学校規模の比較のため、学級数は普通学級数を記載している。

6　年齢（３区分）別人口の推移と将来推計（全国）

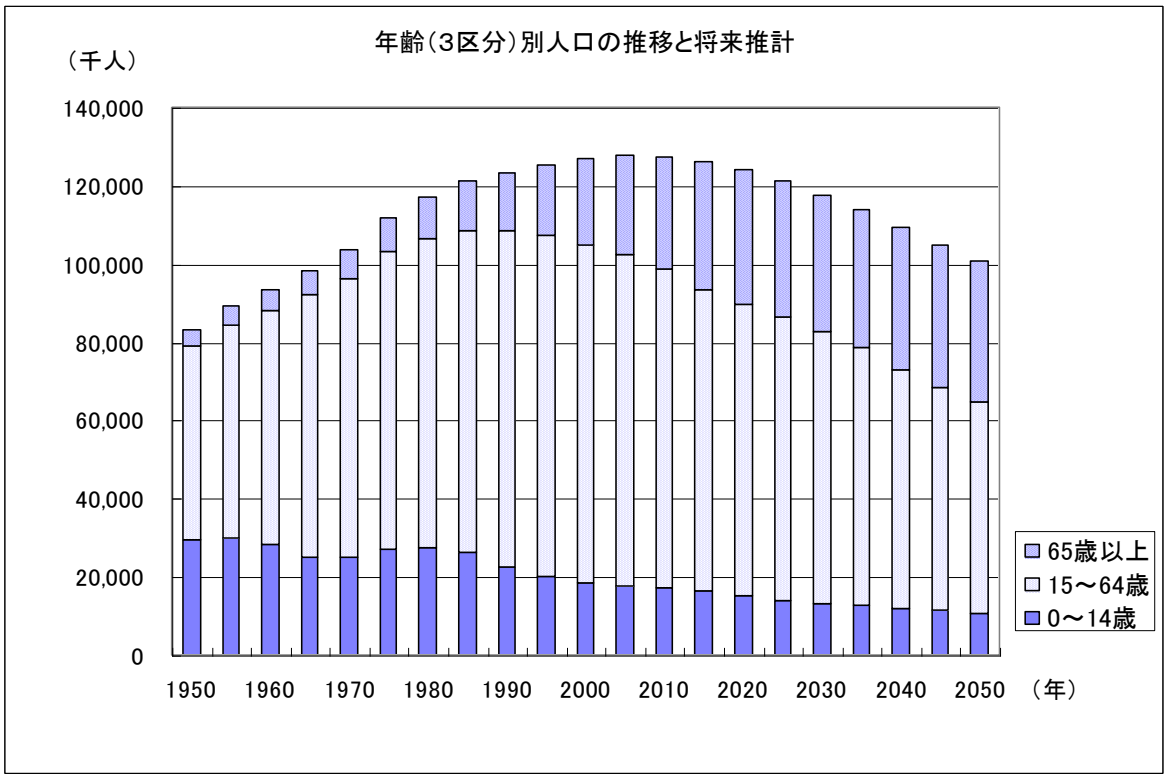

＊出典：国立社会保障・人口問題研究所　人口統計資料集（2006 年度版）

7　法令による学級編制の基準

□公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第３条

２　各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の１学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る１学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	１学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人
	２の学年の児童で編制する学級	16 人（第１学年の児童を含む学級にあっては、８人）
	学校教育法第 75 条に規定する特殊学級	８人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40 人
	２の学年の生徒で編制する学級	８人
	学校教育法第 75 条に規定する特殊学級	８人

8　法令による学校規模の考え方

□学校教育法施行規則

第 17 条　小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第 55 条　第 17 条（中略）から第 49 条までの規定は、中学校に、これを準用する。

□義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

第３条　法第３条第１項第４号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

①学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。

２　５学級以下の学級数の学校と前項第１号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。

9　学校規模によるメリット・デメリット

□小規模校

	メリット	デメリット
人間関係面	・子ども同士、仲間の性格などをよく理解して接することができる。 ・ほとんどの教職員が全児童・生徒と関わることができる。 ・アットホームで和やかな雰囲気の環境ができる。	・子どもの社会性が育ちにくい。 ・子ども同士、保護者同士の人間関係や評価が固定化しやすい。 ・特に単学級では、いったん、人間関係がこじれると修復が非常に難しい。 ・入学から卒業まで同一集団で過ごすため、競い合う機会や場面が少ない。

	メリット	デメリット
教育指導面	・個に応じたきめ細かい指導ができやすい。 ・集団がまとまりやすい。 ・教室数にゆとりがあり、余裕教室などのスペースが有効活用できる。	・多様な意見を取り入れて自分の考えを深める学習ができにくい。 ・教師への依存度が強くなり、子どもが受身になりがちである。 ・集団種目を通じたルールやチームワークなどを体得しにくい。 ・学校行事や部活動に人数面からの制約が生じやすい。 ・小規模な学年では、学習形態が固定化される。
学校運営面	・学校長の方針や教育理念を共有しやすい。 ・教職員の協力体制を作りやすい。 ・行事の運営で小回りが利くため、多様な活動が計画できる。	・中学校では、１人で全学年を教えたり、免許外の教科を担当したりしなければならず、教職員の負担が大きい。 ・校務分掌等の教職員の負担が大きい。 ・出張・研修に対応できないことがある。 ・校外行事にかかる費用等、保護者の負担が大きくなる。

□大規模校

	メリット	デメリット
人間関係面	・多くの友だちや教師にめぐり合え、人間関係が豊かになる。 ・多くの友だちと共に学んだり生活したりする中で、より幅広い価値観と社会性が育まれる。	・集団が大きいので、一人ひとりの子どもが活躍する機会が少なくなる。
教育指導面	・行事では、集団の力が発揮され、活気があふれている。 ・場面に応じ、適切な規模の集団を組むことができる。 ・生徒・保護者のニーズに応じた多様な部活動が可能である。	・受け持ち学年の子どもであっても、十分に関わることができない。 ・体育館への出入りや行事などでの移動に時間がかかる。 ・部活動の部員数が多くなり、指導方法、活動場所の確保が困難になる。
学校運営面	・教職員数が多いため、多様な教育活動に対応できる。 ・教職員数が多いため、円滑な学校運営と児童・生徒の安全確保が可能である。 ・教職員同士で高め合うことができる。 ・ＰＴＡ・生徒会活動など、豊かな活動を支える予算編成ができる。	・特別教室などの割り振りや、少人数授業や選択科目などの授業が制限される。 ・教職員数が多く、理念の共有化が難しくなる。

＊「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会提言」から

10　法令による通学距離の考え方

□義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

第３条

②通学距離が、小学校にあってはおおむね４キロメートル以内、中学校にあってはおおむね６キロメートル以内であること。

11　通学距離別学校数割合

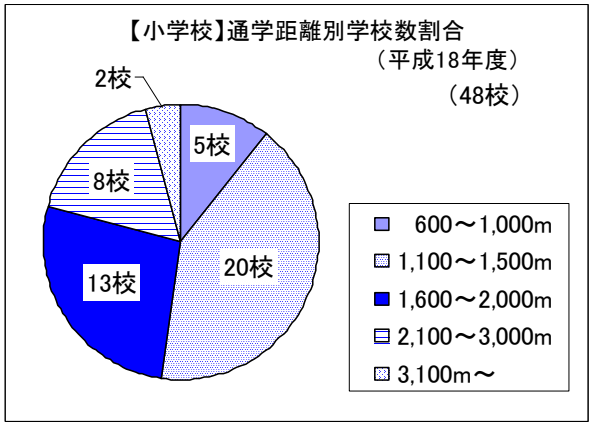

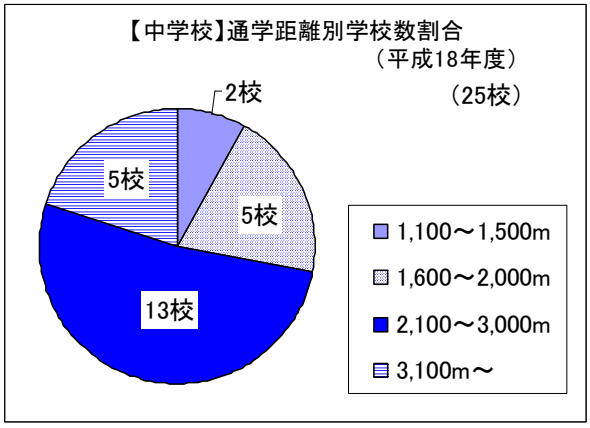

＊各小・中学校区のうち、学校から最も遠距離だと思われる地点から学校への道のりを地理情報システム（ＧＩＳ）により計測したもの

12　学区内通学者の通学時間別児童・生徒数割合（平成 17 年度調査）

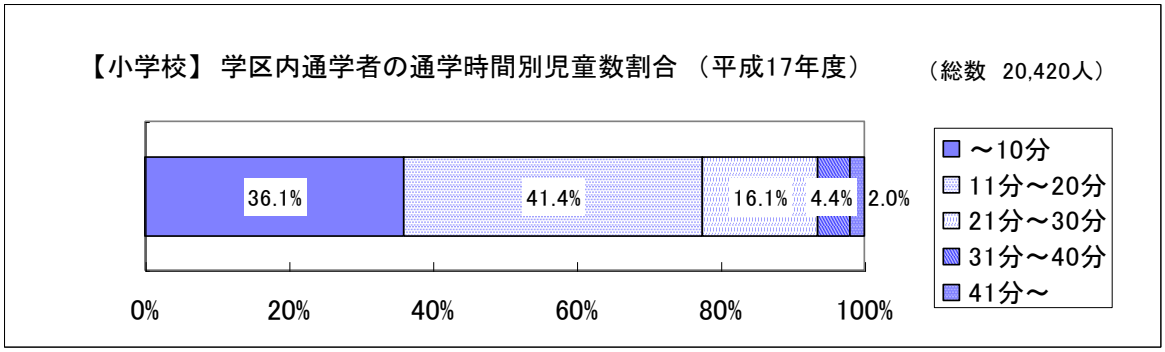

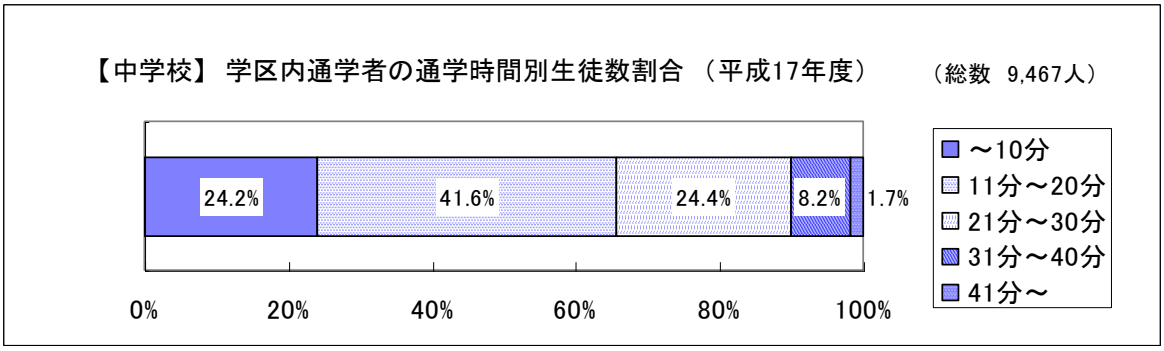

13　未利用地等の土地利用に関する取扱方針（平成 18 年５月 17 日方針決裁）

（１）　今後 10 年程度に新たに整備（新規、統合・移転など）する必要のある施設、および今後 20 年程度に更新（建替え、増築など）する必要のある施設について、あらかじめ登録を行い、現在所有している未利用地の利用や新たな土地取得等を検討する際、登録事業との整合を最重要基準とする。

（２）　統廃合や移転等によって生じる跡地についてもあらかじめ登録を行い、上記（１）の登録事業に該当しない土地については原則として売却することとし、公有施設整備基金または土地開発基金に積み立てるものとする。

（３）　上記方針（２）については、現時点でさかのぼれる範囲において、既存の跡地についても適用する。

14　指定校変更の状況

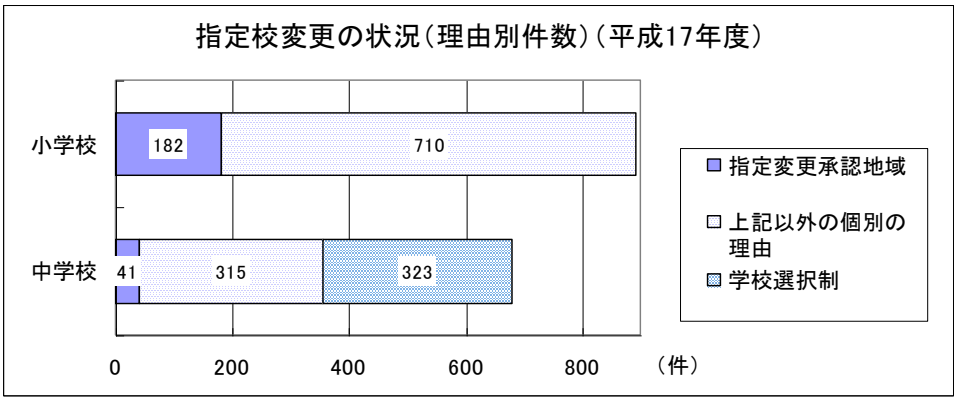

【問い合わせ先】
横須賀市教育委員会事務局管理部総務課（学校再編担当）
〒238-8550　横須賀市小川町 11 番地
電話　822-9751　ファクス　822-6849
E-メール　sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp
ホームページ URL
http://www.kyoui.yknet.ed.jp/soumu_ka/tekisei_togo/tekisei.html

横須賀が好き!
2007 市制100周年